

## 総 則

### 1 学習指導要領の改訂に関する議論

中央教育審議会においては、平成26年12月に取りまとめられた答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」の提言を踏まえつつ、次期改訂に向け、高大接続改革の実現を目指した学習指導要領の在り方について議論が行われた。

こうした議論の状況は、高大接続改革の具体化のために設置された「高大接続システム改革会議」にも共有され、平成28年3月の最終報告にも反映されている。このように、初等中等教育と大学教育が連携を密にしながら、生徒にこれから時代に求められる資質・能力を育んでいくための改革が進められている。

以下に、平成28年8月に、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会が公表した「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」の主な内容について説明する。

#### 【高大接続システム改革のスケジュール】

| 年度                      | 28                        | 29   | 30                       | 31                     | 32                      | 33                    | 34                       | 35                    | 36 |
|-------------------------|---------------------------|--|--------------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|----|
| 教育課程の見直し                | 中央教育審議会において審議<br>答申       | 告示   | 周知・徹底                    | 教科書作成・検定・採択・供給         |                         |                       | 新学習指導要領<br>(年次進行で実施)     |                       |    |
| 学習指導方法の改善、教員の指導力の向上     | 制度改正                      |  |                          | 制度改正に基づく教員の養成・採用・研修の充実 |                         |                       |                          |                       |    |
| 多面的な評価の充実               | 中央教育審議会において審議<br>答申       | 多面的な評価の推進<br>・学習評価の在り方の見直しや指導要録の改善<br>・学習成果を多面的に評価するツールとしての民間検定等の活用の促進<br>・生徒自身の自発的なキャリア形成を促す方策の推進 |                          |                        |                         |                       | 新学習指導要領を踏まえた対応           |                       |    |
| 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入    | 「実施方針」の策定に向けた検討<br>の策定・公表 | 「実施方針」の実施<br>ブレテストの実施  | 「実施方針」の検討<br>の実施大綱の策定・公表 | 「実施方針」の実施大綱の策定・公表      | 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の試行実施  |                       | 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の実施     |                       |    |
| 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入 | 「実施方針」の策定に向けた検討<br>の策定・公表 | 「実施方針」の策定・公表   | ブレテストの実施                 | 「実施大綱」の策定・公表           | 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施 | 新学習指導要領に対応した「実施大綱」の予告 | 新学習指導要領に対応した「実施大綱」の策定・公表 | 新学習指導要領に対応した「実施大綱」の実施 |    |

(高大接続システム改革会議「最終報告」資料より作成)

### 2 「社会に開かれた教育課程」と学習指導要領の枠組みの改善

#### (1) 「社会に開かれた教育課程」の実現

次期学習指導要領においては、教育課程を通じて、生徒が変化の激しい社会を生きるために必要な力の育成を目指していくこと、社会との連携・協働を重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、現実の社会との関わりの中で豊かな学びを実現していくことが求められる。

そのためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠であり、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程

もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。このように、これからの中等教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

「社会に開かれた教育課程」としての役割を果たすためには、次の点が重要になる。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく生徒たちが、社会や世界に向かい合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

この「社会に開かれた教育課程」の実現を目標とすることにより、学校において、生徒一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成したり、そのために求められる学校の在り方を不斷に探究する文化を形成したりすることが可能になるものと考えられる。

## (2) 学習指導要領の改善の方向性

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、生徒たちの現状や将来展望、現在の学習指導要領の課題を踏まえ、生徒たちに新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むためには、次の3点にわたる改善・充実を、関係者が連携しながら相互に関連付けて行うことが必要とされた。

### ア 学習指導要領の枠組みの見直し

第一は、学習指導要領の枠組みを大きく見直すことである。これからの中等教育課程やその基準となる学習指導要領には、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校教育を通じて育む「生きる力」とは何かを具体化した資質・能力を育んでいくこと、社会とのつながりや各学校の特色づくりの軸となっていくこと、生徒たちの豊かな学びを実現していくことなどの役割が期待されている。

各学校において教育課程を編成するに当たっては、まず学習する生徒の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理する必要がある。その上で、整理された資質・能力を育成するために「何を学ぶか」という、必要な指導内容等を検討し、その内容を「どのように学ぶか」という、生徒たちの具体的な学びの姿を考えながら、その内容を構成していく必要がある。こうしたことを踏まえ、次期学習指導要領に向けて、次の①～⑥を軸に、改善すべき事項の議論が進められてきた。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）

- ④ 「生徒一人一人の発達をどのように支援するか」（生徒の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領の理念を実現するために必要な方策）

学習指導要領の改訂においては、総則の位置付けを抜本的に見直し、この①～⑥の軸に沿った章立てとして組み替え、後述する資質・能力の在り方や「アクティブ・ラーニング」の視点も含め、必要な事項が各学校における教育課程編成の手順を追って分かりやすくなるように整理することが求められるとして、議論が進められた。

#### イ 学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現

第二は、各学校における「カリキュラム・マネジメント」の確立である。教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、生徒たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善する、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。

特に、次期学習指導要領が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通した取組を通じて、教科等横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方をどのように改善していくのかが重要になる。

「カリキュラム・マネジメント」は、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて生徒に必要な資質・能力を育成するという次期学習指導要領の理念を踏まえると、次の三つの側面から捉えることができる。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のP D C Aサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

「カリキュラム・マネジメント」はどの学校段階においても強く要請されるものであるが、特に、高等学校においては、教科・科目選択の幅の広さを生かしながら、生徒に育成する資質・能力を明らかにし、具体的な教育課程を編成していくことが求められる。義務教育段階の学習内容の学び直しなど、生徒の多様な学習課題を踏まえながら、学校設定教科・科目を柔軟に活用していくことも求められる。

#### ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）

第三は、「主体的・対話的で深い学び」、すなわち「アクティブ・ラーニング」の視点からの学びをいかに実現するかである。生徒たちが、学習内容を人生や社会の在り

方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、生徒たちが「どのように学ぶか」という学びの質が重要になる。

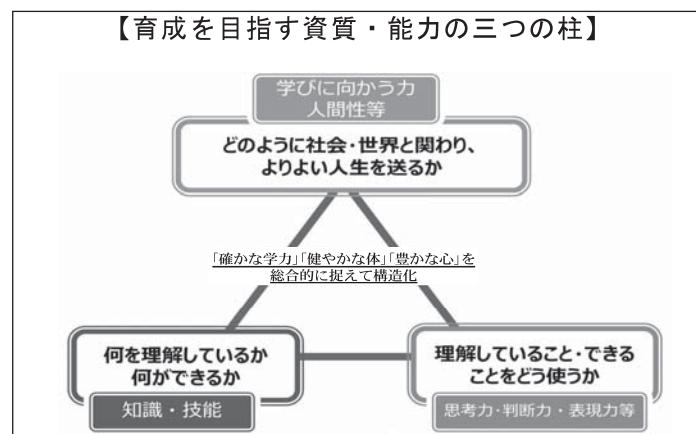
学びの質は、生徒たちが、主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結び付けたり、多様な人との対話で考え方を広げたり、各教科等で身に付けた資質・能力を様々な課題の解決に生かすよう学びを深めたりすることによって高まると考えられる。こうした「主体的・対話的で深い学び」が実現するように、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化しようとするのが、「アクティブ・ラーニング」の視点である。

これは、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、生徒たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

### (3) 何ができるようになるか 一 育成を目指す資質・能力一

全ての教科等や諸課題に関する資質・能力に共通し、それらを高めていくために重要な要素については、海外の事例や、カリキュラムに関する先行研究等に関する分析によれば、知識に関するもの、スキルに関するもの、情意（人間性など）に関するものの三つに大きく分類されている。この三要素は、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」）と大きく共通している。

教育課程部会では、これら三要素を議論の出発点としながら、学習する生徒の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素について議論が重ねられ、①「何を理解しているか、何ができるか」、②「理解していること・できることをどう使うか」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の三つの柱として整理された。



(中央教育審議会教育課程部会資料より)

各学校の教育課程には、発達に応じて、これら三つの柱の内容をそれぞれバランス良くふくらませながら、生徒が大きく成長していくようにする役割が期待されている。

### (4) 何を学ぶか 一 教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成一

次期学習指導要領では、資質・能力の三つの柱を骨組みとして、教科等と教育課程全体のつながりや、教育課程と資質・能力の関係を明らかにすることとしている。これは教育課程について、教えるべき知識や技能の内容に沿って順序立てて整理するのみならず、それらを学ぶことでどのような力が身に付くのかまでを視野に入れたものとすると

いうことである。

こうした観点から、学習指導要領の各教科等における教育目標や内容については、資質・能力の三つの柱を踏まえて再整理して示すこととしている。これにより、資質・能力の三つの柱を軸に、教科等間の横のつながりや、幼小中高の縦のつながりの見通しを持つことができるようになり、各学校の学校教育目標において、育成を目指す資質・能力を、教科等における資質・能力や内容と関連付け、教育課程として具体化していくことが容易となる。

次期学習指導要領に向けた各教科等における議論においては、各教科等で学校や学年段階に応じて学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえつつ、各学校・学年段階で学ぶべき内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら検討が行われた。

教科等における学習と、教科等や学校段階を越えた教育課程の在り方と関連付けながら検討していくことは、資質・能力の育成に当たって、教科等における学習が重要な意義を持つことを再確認することである。今回の改訂は、こうした教科等の学習の意義を再確認しながら、教科等相互あるいは学校段階相互の関係をつなぐことで、教科等における学習の成果を、「何を知っているか」にとどまらず「何ができるようになるか」にまで発展させることを目指すものである。

各学校においては、学習指導要領、特に総則を手掛かりとし、学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力の実現に向け、各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点、学校段階間の連携・接続の視点を踏まえて、教育課程を編成することが必要である。

#### (5) どのように学ぶか 一各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実一

ア 「アクティブラーニング」の視点の意義と「主体的・対話的で深い学び」の実現  
学びの成果として、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を身に付けていくためには、学びの過程において生徒たちが、主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結び付けたり、多様な人の対話を通じて考えを広げたりしていることが重要である。また、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた資質・能力が様々な課題の対応に生かせることを実感できるような、学びの深まりも重要になる。

こうした学びの質に着目して、授業改善の取組を活性化しようというのが、今回の改訂が目指すところである。平成26年11月の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」において提示された「アクティブラーニング」については、生徒たちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点として、その位置付けを明確にすることとした。

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、次の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることである。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問い合わせをして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

これら三つの視点は、生徒の学びの過程としては一体として実現されるものであり、相互に影響し合うものであるが、授業改善の視点としてはそれぞれ固有の視点であることに留意が必要である。単元や題材のまとまりの中で、生徒たちの学びがこれら三つの視点を満たすものになっているか、内容と相互のバランスの配慮が必要である。

#### イ 「深い学び」と「見方・考え方」

「主体的な学び」、「対話的な学び」については、その趣旨が理解しやすいとされる一方で、「深い学び」についてはイメージがつかみにくいとの指摘もある。一方で「アクティブラーニング」の視点については、深まりを欠くと表面的な活動に陥るという失敗事例も報告されており、「深い学び」の視点は極めて重要である。

学びの「深まり」の鍵となるものとして、全ての教科等で整理されているのが、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。今後の授業改善等においては、この「見方・考え方」が極めて重要になってくると考えられる。

「見方・考え方」は、新しい知識・技能を既に持っている知識・技能と結び付けながら深く理解し、社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするため重要なものである。「見方・考え方」を働かせた学びを通じて、資質・能力が育まれ、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものになる、という相互の関係にある。今回の改訂においては、「見方・考え方」を軸としながら、幅広い授業改善の工夫が展開されていくことが期待されている。

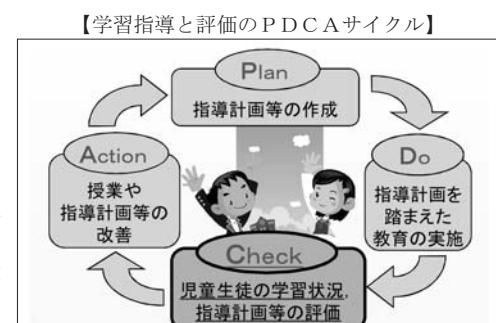
### (6) 何が身に付いたか ー学習評価の充実ー

#### ア 学習評価と「カリキュラム・マネジメント」

学習評価については、生徒の学びの評価にとどまらず、「カリキュラム・マネジメント」の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、生徒たちの学びに関する学習評価の改善を、さらに教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

#### イ 評価の観点の整理と評価に当たっての留意点

今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとし、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえ、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた



(中央教育審議会教育課程部会資料より)

共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理される予定である。

なお、「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。生徒たちが自らの学習に目標を持ち、進め方を見直しながら学習に取り組み、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという意思的な側面を捉えて評価することが求められる。

このことは現行の「関心・意欲・態度」の観点についても同じ趣旨であり、こうした趣旨に沿った評価が行われるよう、単元や題材を通じたまとまりの中で、生徒が学習の見通しを持って学習に取り組み、その学習を振り返る場面を適切に設定することが必要となる。

また、資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、生徒の資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、生徒自身が把握できるようにしていくことも考えられる。

### 3 キャリア教育の充実

#### (1) キャリア教育の意義

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を、学校の教育活動全体を通じて育てる教育であり、一人一人の生徒が、現在の学習と実社会とのつながりを意識し、目的を持って学ぶことができるようになることが重要である。

各学校では、狭義の「進路指導」との混同により、例えば入学試験や就職活動があることから本来の趣旨を矮小化した取組になっていたり、職業に関する理解を目的とした活動だけに目が行きがちになったりしていないかを点検した上で、キャリア教育本来の役割を改めて明確にすることが重要である。

このためには、各学校で実践されている教育活動を、キャリア教育を通して育成することが期待される基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力のフィルターを通して捉え直すことや、先行して実施されている取組を自校の生徒に照らして取り入れてみることを検討するなど、自校ならではのキャリア教育をデザインすることが必要である。

#### (2) 小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業

北海道教育委員会では、地域の未来を担う人材を育成するため、「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」を平成27年度から実施している。本事業では、道内の全管内において小・中・高等学校合わせて50校が研究指定校として実践研究に取り組み、12年間一貫して、自分が生まれ育った町や地域の自然や歴史、産業、人々の生活等、地元の

教育資源を活用することにより、自分の生き方を見つめる教育を行っている。

- A町では、自治体や企業、保護者との連携のもと、中小学生や高校生が運営する仮想の「まち」において、小学生が働き、給料を得て、商品を購入するといった一連の経済活動を体験する学習を取組の柱の一つとしている。

- この取組を通して、体験した小学生に望ましい勤労観の育成を図ることができ、中学生や高校生は、仮想の「まち」の運営を通して、自分の住む町に対する理解を深め、課題を発見するとともにその解決策に思いを巡らせることができるようになっ

た。また、高校生が事前に小学校に出向いて「まち」の説明を行うことなどにより、異年齢との交流を通じたコミュニケーション能力等が鍛えられ、人間関係形成能力を育成することができた。

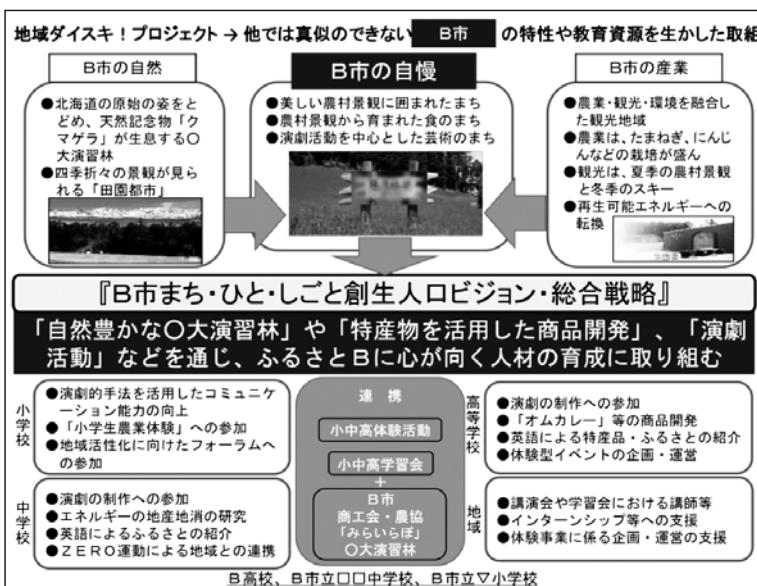
- このほか、小中高の12年間を通したキャリア教育の全体計画を策定することにより、地域から学校の教育活動への理解が深まったとの評価が得られ、職場見学やインターンシップの実施、地域に暮らす方の思いを伝える講演会の開催など、学校の教育活動の多くの場面で地域の参画が促進されるようになった。



- B市では、職業学科の特徴的な教育である「ものづくり」を通して、自治体や企業、保護者との連携のもと、小学生、中学生、高校生が自分の住む町の特性についての理解を深める学習を取組の柱の一つとしている。

- 「親子工作教室」では、高校生が講師となり、市内の小中学生とその保護者とが協力して手作りのおもちゃを製作する取組である。完成に至るまで小中学生を支援する体験を通して、生徒の自己有用感の醸成を図ることができた。

- 「ゆめらんたんトライアル」の取組では、高校を卒業してしまうと地元を離れてしまう生徒が多いことに着目した地域団体との連携により、ふるさとを忘れずにまた戻ってきてほしいとの願いを込めたランタンを製作して飛ばし上げるまでの地域イベントとして定着し、素材に配慮するなどの工夫を行うことにより、課題解決能力を育むとともに、成就感や地域を愛する心が養われたなどの成果が報告されている。



## 4 政治的教養を育む教育について

### (1) 公職選挙法等の改正

平成28年6月19日に公職選挙法等の一部を改正する法律が施行された。これにより、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられ、平成28年7月には、参議院議員通常選挙が行われ、18歳、19歳の有権者が初めて国政選挙において投票した。

高等学校等においては、生徒の中に選挙権を有する者と選挙権を有さない者とが混在することを十分認識し、在学する全ての生徒に、これまで以上に公民としての資質を育む指導を組織的に行うことが必要となる。

### (2) 政治的教養を育む教育

政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育である。

高等学校等においては、政治的教養を育むために、生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるよう、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることができられる。また、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動も取り入れていくことが求められている。

このことを踏まえた上で、国が作成した生徒用副教材「私たちが拓く日本の未来」に示された、①正解が一つに定まらない問い合わせに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により考えを深めていく学びに取り組むことによって、次に示す、公民として必要とされている能力や態度を身に付けさせることが重要である。

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

### (3) 指導上の留意事項

政治的教養を育む教育を行うに当たっては、法律に則った適切な選挙運動が行われるよう、公職選挙法等に関する正しい知識についての指導が重要である。

また、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づき制限などがあることに留意することが必要である。

なお、北海道教育委員会では、政治的教養を育む教育に関わる資料を作成しているので、各学校において積極的に活用願いたい。

- 「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の活用について」  
(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/seijitekiyouyou.htm>)
- 「保護者向け啓発資料『保護者の皆様へ～選挙権年齢の引下げに伴う高校教育～』」  
(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/hogoshaz.pdf>)
- 「生徒向け啓発資料『生徒のみなさんへ～選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました～』」(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/seitomuke.pdf>)

## 5 北海道公立高等学校平成28年度入学生教育課程編成の状況

### ○資料1

「学校設定科目」の設定状況（全日制）

| 課程・学科<br>年度 | 全日制課程<br>普通科 | 全日制課程<br>総合学科 | 全日制課程<br>専門学科 |
|-------------|--------------|---------------|---------------|
| 平成28年度      | 153校         | 16校           | 56校           |
| 平成27年度      | 153校         | 16校           | 58校           |

### ○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

|           | 大学・高専等に<br>おける学修 | 技能審査等の成果 | ボランティア活動<br>等の学修 |
|-----------|------------------|----------|------------------|
| 全日制課程普通科  | 15校              | 59校      | 15校              |
| 全日制課程総合学科 | 8校               | 14校      | 8校               |
| 全日制課程専門学科 | 6校               | 39校      | 4校               |
| 定時制課程普通科  | 5校               | 21校      | 8校               |
| 定時制課程専門学科 | 4校               | 13校      | 1校               |

### ○資料3

「類型を設定している学校（全日制）」の状況

|      | 第1学年から | 第2学年から | 第3学年から |
|------|--------|--------|--------|
| 普通科  | 1校     | 56校    | 22校    |
| 専門学科 | 1校     | 24校    | 0校     |

### ○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

|    | 全日制課程<br>普通科 | 全日制課程<br>総合学科 | 全日制課程<br>専門学科 | 定時制課程<br>普通科 | 定時制課程<br>専門学科 |
|----|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 校数 | 69校          | 16校           | 25校           | 10校          | 7校            |

### ○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

|    | 全日制課程<br>普通科 | 全日制課程<br>総合学科 | 全日制課程<br>専門学科 | 定時制課程<br>普通科 | 定時制課程<br>専門学科 |
|----|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 校数 | 41校          | 13校           | 9校            | 6校           | 5校            |

### ○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

|       | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 全日制課程 | 193校   | 195校   | 195校   | 197校   |
| 定時制課程 | 35校    | 34校    | 36校    | 36校    |

注：中等教育学校は、全日制課程普通科及び専門学科に含めている。